

ヤマギワ株式会社に対する再生支援の完了について

2012年12月28日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年4月15日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月23日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2012年12月3日に株式会社MARUWAに対し機構が保有する対象事業者の全株式を譲渡し、併せて機構が保有する対象事業者への債権の弁済も完了しております。

今般、株式譲渡後の実務面の引継が全て終了したことにより、機構は対象事業者に対する法第34条第1項に規定する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

ヤマギワ株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、会社分割後（実質債権放棄後）の対象事業者に対する元本525百万円の債権に関し、金融機関等から509百万円で買取等を行い、2012年12月3日までに全額の弁済を受けております。

（注）上記の債権買取等については、会社分割に伴い新会社に承継される債権の買取のほかに、これに代えて、機構が新会社に融資を行い、新会社が旧会社から承継した債務を当該資金で関係金融機関等に弁済する場合があります。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、金融機関及び対象事業者等の関係者調整、債権の買取等、出資、並びに専門家派遣を行うことで対象事業者の支援を行いました。

以上